

東近江行政組合補助金交付規則

昭和57年4月1日
中部地域消防組合規則第3号

改正 平成3年3月1日 規則第2号
平成10年3月31日 規則第1号
平成18年4月28日 規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金の交付申請、決定等に関する事項その他補助金に係る基本的なことについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金」とは、組合が組合以外の者に対して交付する補助金、助成金、その他組合に相当の反対給付のない負担金等をいう。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず管理者は、前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第4条 管理者は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

2 管理者は、前項の場合において補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 管理者は、前項の条件を付す場合において、申請者の事業等に不当に干渉することのないようにしなければならない。

(決定通知)

第5条 管理者は、補助金の交付決定をしたときは、すみやかにその決定内容及びこ

れに条件を付した場合には、その条件を申請者に補助金交付決定書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（事業等の遂行）

第6条 前条の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い善良な管理のもとで事業等を行うものとし、補助金を他に流用してはならない。

（状況報告）

第7条 管理者は、必要に応じて補助事業者から事業の遂行状況の報告を求めることができる。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業等が完了したときは、実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他管理者が必要と認めた書類

（平18規則8・一部改正）

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による報告を行った補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

（平18規則8・一部改正）

（補助金の交付）

第10条 管理者は、前条の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

2 管理者は、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払、前金払により交付することができる。

（補助金交付決定の取消し）

第11条 管理者は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第5条の規定は、前項の規定による取り消しをした場合に準用する。

（補助金の返還）

第12条 管理者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、

当該取り消しに係る部分についてすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 管理者は、補助金のうちこの規則の様式その他の規定により難い正当な理由のあるものに関しては、この規則の規定にかかわらず合理的な範囲内において別に定めを設けることができる。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行日前にした昭和56年度の補助金に係る申請その他の行為でこの規則に相当の規定があるものは、この規則の相当の規定によりなされたものとみなす。

付 則 (平成3年3月1日規則第2号 抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年4月28日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号 (第3条関係)

第 号
年 月 日

東近江行政組合管理者
様

住 所

申請者

氏 名 (名称及び代表者) ㊤

補 助 金 交 付 申 請 書

年度 事業について 円を交付されるよう東近江行政組合補助金交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第2号 (第5条関係)

東行 第 号
年 月 日

様

東近江行政組合管理者

氏 名 印

補 助 金 交 付 決 定 書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 事業に
ついては、補助金交付規則（昭和57年中部地域消防組合規則第3号）第4条第1項
の規定により次のとおり交付決定をしたので、同規則第5条の規定により通知しま
す。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付の条件

(1) この補助金の執行に当っては、補助金交付規則（昭和57年中部地域消防組合
規則第3条）を遵守しなければならない。

様式第3号 (第8条関係)

第 号

年 月 日

東近江行政組合管理者 様

住 所

申請者

氏 名 (名称及び代表者) ㊞

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決のあった 事業
について、東近江行政組合補助金交付規則第8条の規定により、次の関係書類を
添えて報告します。

関係書類

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) その他

様式第4号 (第9条関係)

補 助 金 交 付 請 求 書

金 円

年 月 日付け東行 第 号で交付決定のあった
事業に対する組合補助金を交付されたく請求します。

年 月 日

住 所

請求者

氏 名 (名称及び代表者) ㊞

東近江行政組合管理者

様